

筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会

9 条の会 ニュース

NO. 16 2008. 2

名称：筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会

郵便振替口座番号：00120-4-501101

発行責任者：茅野徳治：TEL / FAX 029-857-6593

〒 305-0023 つくば市上の室 1829-1

平和憲法誕生の真相と 9 条の出自を考える

山本 千秋（元森林総合研究所）

還暦憲法の誕生の真相

昨年は日本国憲法が施行されて60年の節目の年だった。5月3日には、私は水戸の千波公園で開催された「2007年憲法フェスティバル茨城」に参加し、県民文化センターで上映された「日本の青空」を鑑賞した。これまで憲法の条文は何度も読んだが、憲法誕生のいきさつにまで思いを巡らしてはこなかった。

この映画を通して、①日本政府が連合軍総司令部GHQに提出した憲法改正要綱は、天皇が統治権を総覧する大日本帝国憲法の基本原則を前提にしており、ポツダム宣言の民主化要求に照らして受け入れ難いものだった、②そのためGHQは、マッカーサーノート3原則（天皇制の扱い、戦争放棄、封建制度廃止）を盛り込んだGHQ草案を作成し日本側に示した（1946.2.13）、③日本側はこの草案に沿って憲法を改正する方針を固め、GHQとの協議を重ね憲法改正草案要綱を公表した（1946.3.6）、④GHQが草案を作成する際に手本としたのは、民間団体の「憲法研究会」が発表した「憲法草案要綱（1945.12.26）」であった、⑤この草案要綱を仕上げたのは在野の憲法学者鈴木安蔵だったので、彼が日本国憲法の間接的起草者だということができる、等のことを学んだ。

鈴木安蔵らの草案は、人民の権利や自由の拡大を目ざした自由民権の指導者・植木枝盛の憲法草案を大いに参考にしてきた。また、鈴木は言論・思想の自由を蹂躪した治安維持法の違反第1号であった。これを見れば、GHQの草案作成者たちが、鈴木らの案を高く評価し参考にしたのは納得できる。占領軍の「押しつけ」憲法だから自主憲法を制定すべきと主張する改憲論者の認識が、如何に皮相

であるかが分かるであろう。

憲法 9 条の原案と特徴

ところで、鈴木らの草案要綱には軍隊や戦争に関する条項は全くない。あえてノーコメントにしている。たしかに、ポツダム宣言では日本の非軍事化の措置として、軍隊の武装解除、軍需産業の禁止などが明記されており、憲法案に軍事条項は入れにくい。政府案の検討でも、軍の解体をふまえ世界最初の非武装平和国家をめざし、明治憲法の軍規定を全面削除しようという主張があったが、最終的に軍規定は残されていた。

9条の原案は、上記②マッカーサーノートの第2原則「戦争放棄」に由来する。内容は「国権の発動たる戦争は廃止する。紛争解決の手段としてはもとより、自己の安全を保持する手段としての戦争も放棄する。日本の防衛と保護は、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。陸海空軍を持つ権能は認められず、交戦権も与えられない。」というものである。この文章が何回か加除修正されて現行憲法9条になったのだが、自衛の戦争も放棄するとした文言は、GHQ草案の段階で削除されている。憲法9条は、生まれる前から、解釈を巡って論争を巻き起こす火種を抱えていたといえる。

世界中の憲法を調べた西（2002）によると、182の成典化憲法のうち149の国の憲法がなんらかの形で平和主義条項を取り入れている。だから、憲法9条の平和主義をことさら強調して非武装解釈をしても客観性がないという。しかし、「昭和の三傑—憲法九条は救国のトリックだった」の著者でジャーナリストの堤（2004）は、9条第1項の「戦争放棄」は不戦条約（1928）にもあり別に目新しくないが、第

2項の「戦力放棄」こそ世界初のびっくり憲法といわれる由縁だという。

憲法9条の発案者は誰か

憲法で軍隊の不保持を宣言している国はコスタリカとパナマだが、自衛軍は持てると規定している。ところが、憲法9条は、帝国議会の憲法審議で吉田茂首相が、「第2項により自衛権の発動としての戦争も放棄している」と答弁したように、素直に読めば完全非武装をうたっている。こんな「万邦無比」の憲法条項を発想したのは誰なのか。国立国会図書館ホームページには、「日本国憲法の誕生」について詳細な時系列の解説と豊富な資料があるが、原案はマッカーサーノートに由来する、と書いてあるだけだ。

調べていくと、マッカーサー説から幣原説、両者の意気投合説、果ては天皇説まで、甲論乙駁、関連文献はおびただしい数に上ることが分かった。他ならぬ9条の生みの親のこと、鈴木安蔵らのグループでないなら誰だったのか確認しよう、と気軽に調べ始めたのだが、とんでもない「ジャングル」に迷い込んでしまった。

結論をいうと、「当時、首相としてマッカーサーと相対したキーパーソンの幣原喜重郎が、核心部分（1946.1.24の非公式面会など）を率直に語らずに他界したため、発案者の特定はいまだに決着がついていない」という状態なのである。しかし、それだけでは味気ない。素人の私が少し勉強して得た結論は、外交官出身で、1930年代にロンドン海軍軍縮条約や日中関係の修復に力を尽くし、軍部から「軟弱外交」とさげすまれて政界を去り、1945年10月から7か月間、首相の座にあった幣原であろう、ということだ。ただ、その理由を書くための紙数は尽きてしまった。

発案者が誰かの詮索など二次的な問題であろうが、日本史上に画期をなすイベントであり、真実は解明される必要がある。つい最近、モナリザの絵のモデルを特定する500年前の文書が発見された。新しい証拠書類が出てきても不思議はない。

なお、憲法施行(1947.5.)から1年も経たない1948年2月に、アメリカの国防長官が、日本の再軍備と憲法改定の方針を研究せよと指示していた(不破、2004)ことを記しておく。

つくば市茎崎9条の会 2周年記念総会へのお誘い

日時：3月9日(日)午後1時～4時

場所：つくば市茎崎公民館
大会議室(2階)

☎ 029-876-3311

テーマ：茨城の平和運動
— 百里基地問題の歴史と現状 —

講師：伊達郷右衛門氏
(茨城平和委員会事務局長)

資料代：500円

2007年12月8日読売新聞に掲載された意見広告です

「政府に戦争させない」と決意
（憲法制定より）
一戦勝の行状によって再び戦後の紛争が起ることをなげき、ついにこの憲法を制定し、ここに主権が国民に存することを放棄し、この憲法を制定する。

「自衛隊の海外派兵は憲法違反」
●海上自衛隊のソマリアでの艦隊は、ソマリア沖やアソカシ海峡に派兵、艦隊が派遣された。自衛隊の海外派兵は許さず。

●戦後50年の節目として行われた。その中で、戦後の平和の象徴として、国際法による平和の原則は、日本国憲法の基本原則である。戦後の平和の象徴として、国際法による平和の原則は、日本国憲法の基本原則である。戦後の平和の象徴として、国際法による平和の原則は、日本国憲法の基本原則である。

「国の交戦権は認めない」と明記
（憲法制定より）
日本国憲法は、正義と秩序を基調とする国際平和を擁護し、侵襲の脅威のない平和と安全を確保することを目的として、制定されたものである。この目的を達成するため、必要に応じて交戦権を行使する。この目的を達成するため、必要に応じて交戦権を行使する。この目的を達成するため、必要に応じて交戦権を行使する。

この意見広告は多くの個人、団体の賛同で掲載されました。
〇に賛同にご感想をお寄せください。
〒310-0812 茨城県つくば市 1-127-201 TEL FAX 029-251-2600 e-mail: info@peace-arrow.jp

茨城平和委員会

上の意見広告1,185名の方々と137団体の賛同によって掲載されました。

08年2月1日現在

賛同者数 818名(1名)
()内は前号以降の増加数

事務局だより

○本会では「筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会アピール」への賛同署名を広くお願いしています。

http://peace.arrow.jp/tsc/i_home.php
にアクセスしてください

○「会」へのお問い合わせは

・茅野徳治：電話・Fax：029-857-6593

・e-mail：

岡田安正 spc873x9@comet.ocn.ne.jp

堀田博之 zkodaly@nifty.com